

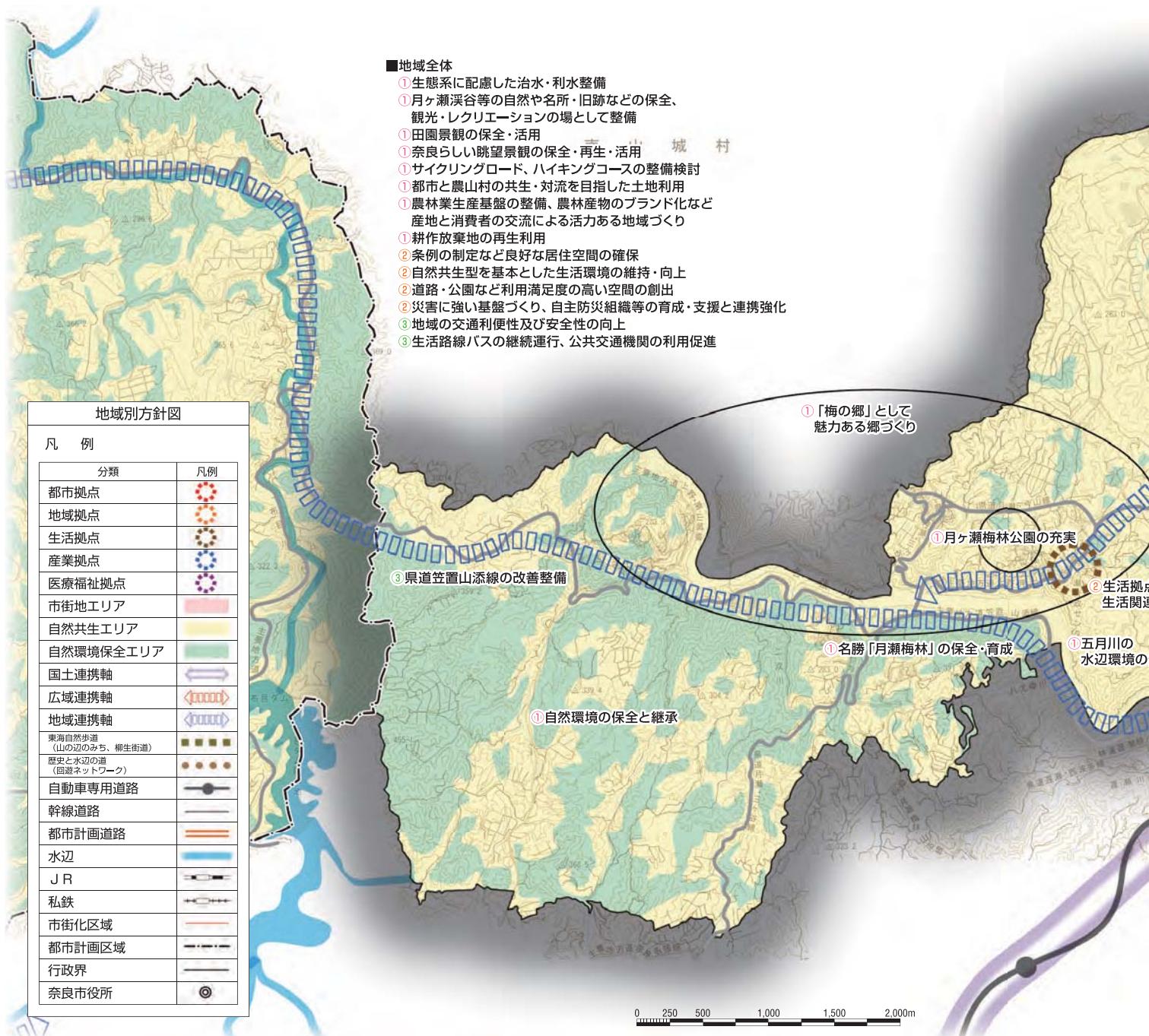
# 3-8 月ヶ瀬地域(地域Ⅴ)

## 1 地域づくりのテーマ

～「梅林」とともに豊かな時を刻む奈良の奥座敷～

金沢の兼六園・奈良公園とともにわが国最初の名勝に指定された「月瀬梅林」を中心とした美しい自然環境や歴史・文化を保全・活用しつつ、農業を核とした地域振興、交通利便性の向上を図り、ゆったりと豊かな時を刻む奈良の奥座敷づくりを展開します。

### ■方針図 月ヶ瀬地域



## 2 地域づくりの目標

### 1 豊かな自然や歴史・文化の保全と地域ブランドの確立

豊かな自然や歴史・文化を保全するとともに、これらを活かした地域ブランドの確立により、活力や交流の充実を図ります。

### 2 安全・安心で快適な暮らしの創出

生活拠点を維持しつつ、安全・安心で快適な暮らしを目指した土地利用を進めています。

### 3 地域の交通ネットワークの充実

地域間（東部地域や市中心部、伊賀市など）の連携強化、隣接する県内外市村への交通利便性向上、生活道路の改善など、交通ネットワークの充実を図ります。



# ③-⑨ 都祁地域(地域Ⅸ)

## 1 地域づくりのテーマ

～緑に包まれた活力溢れる高原のまち～

豊かな自然を保全しつつ、高原地域の特性や広域交通の利便性を活かした農業・工業の充実による地域振興を図り、活力溢れるまちづくりを展開します。

## 2 地域づくりの目標

### 1 ひと・もの・情報など交流の充実

地域間(東部地域や市中心部)の連携強化や生活道路の改善などを図るとともに、広域交通の利便性を活かしたひと・もの・情報の交流充実を図ります。

### 2 産業振興による雇用と活力の創造

アクセス性に恵まれた交通条件を活かし、産業振興による活力の創造を図ります。

### 3 安全・安心で快適な暮らしの創出

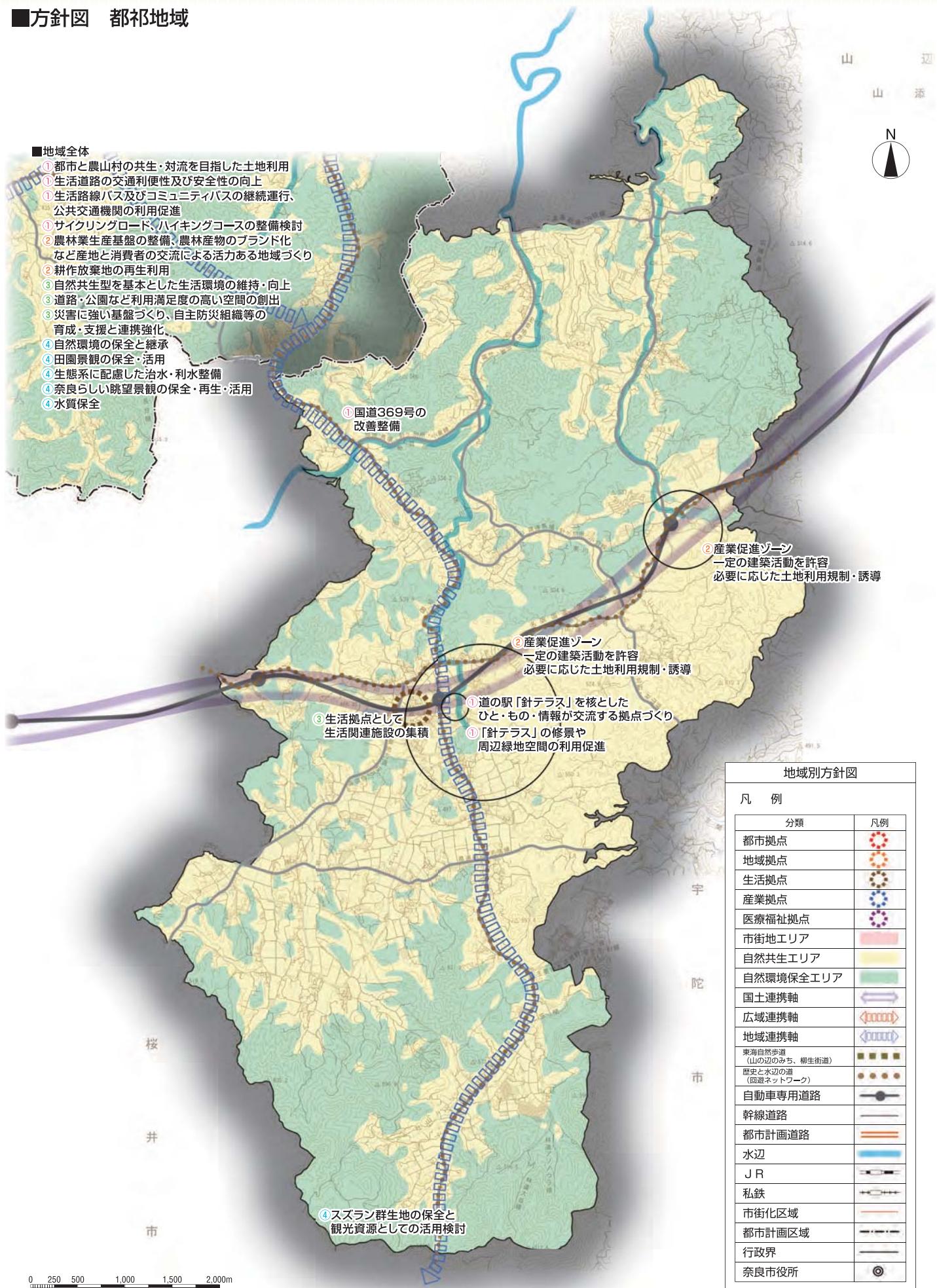
生活拠点を維持しつつ、安全・安心で快適な暮らしを目指した土地利用を進めています。

### 4 豊かな自然の保全と活用

地域を育んできた豊かな緑、清らかな水辺のある自然環境を次代に継承していきます。



## ■方針図 都祁地域



# 4 実現化方策

## 4-1 まちづくりの推進体制

本市では、市民・各種団体・事業者等と協働でまちづくりを進めていくための仕組みとして、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を定めています。

こうしたことから、本計画を指針とし、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に基づき、協働のまちづくりを進めています。

### ◆市民の役割（条例第5条）

- ・市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

### ◆市民公益活動団体（各種団体）の役割（条例第6条）

- ・市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

### ◆事業者の役割（条例第7条）

- ・事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

### ◆学校の役割（条例第8条）

- ・学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

### ◆市の責務（条例第9条）

- ・市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。
- ・市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。
- ・市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。
- ・市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

## ④-② 計画の進行管理の仕組み

### 1 基本的な考え方

人口減少・高齢化時代を迎える、厳しい財政状況の中、複雑・多様化するニーズを的確に捉え、様々な都市政策の課題に対応するため、行政及び関係機関の連携を強化するとともに、市民及び事業者等のまちづくりへの主体的な関わりと行政による仕組みづくりにより、自らの意志と責任に基づく地域主体のまちづくりを進め、都市計画マスターplanが示す将来像の実現を目指します。

### 2 まちづくりの推進

#### 関係機関及び庁内の連携強化

都市計画マスターplanは、都市計画分野に限らず、本市のまちづくりに関する長期的な基本方針を示したものであることから、道路や公園、景観などまちづくり分野で定める個別計画の策定や事業の実施に際して、本計画を指針として活用し、相互連携のとれた一体的なまちづくりを展開します。

また、庁内の関係部局の横断的な連携はもとより、国や県、近隣市町、各種関係機関等との連携を強化しながら、計画的・効率的な事業や取組を推進していきます。

#### まちづくりへの参加

まちづくりでは、幹線道路など大規模な都市施設から、市民が日常的に利用する身近な生活道路や街区公園、建築制限や街並みの誘導といったルールづくり、市民が主体的に実践する宅内緑化など様々な施策があります。

こうしたことから、行政は、それぞれの施策内容に応じた参加の場づくりや支援などの仕組みを以て、市民・各種団体・事業者など多様な主体と連携し、協働によるまちづくりを進めています。

#### 情報公開

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などまちづくりに関する情報を広報紙やホームページ等を通じて公開し、市民への周知を図ります。

#### まちづくりを支援する制度の活用

政策課題に応じた都市計画制度の適切な運用はもちろんのこと、地区計画制度、都市計画提案制度などの活用を図り、市民等とともに都市計画マスターplanが示す将来像の実現を目指します。

## ④-③ 効率的・効果的なまちづくりの推進方策

#### 都市計画の決定・変更

都市計画マスターplanで示す将来像を実現するためには、都市計画の決定や変更も必要になります。

都市計画の決定・変更では、社会経済情勢や将来見通し、地域特性、計画の熟度、住民意向等を的確に判断しながら、適切な時期に実施していきます。

#### 都市計画マスターplanの見直し

都市計画マスターplanは、長期的・総合的な視点に立って本市の将来像を示し、その大きな道筋を明らかにしています。しかし、人口減少・高齢化時代を迎える、厳しい財政状況の中、策定期間で施策の具体を示すには限界があり、本計画は、策定期間に適切な政策判断が可能となる弾力性のある計画となっています。

また、本計画策定期間後、上位計画である奈良市第4次総合計画や都市計画区域マスターplanの改訂、地区レベルで新たなまちづくり計画やルールがつくられることが十分想定されます。

さらには、社会経済情勢や地域の状況が大きく変化することも想定されます。

こうしたことから、必要に応じて計画の適宜見直しを行っていきます。



奈良市  
改訂 都市計画マスターplan  
(概要版)

平成27年7月

奈良市都市整備部都市計画課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL:0742-34-4748 FAX:0742-34-5179

Mail:toshikeikaku@city.nara.lg.jp